

輪島市監査公表第22号

平成26年 1月27日付発監査第241号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年10月 1日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝

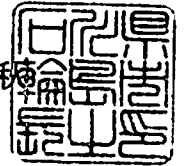




発観第 195 号
平成 26 年 9 月 18 日

輪島市監査委員 湊 良作 様
輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 穂



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 観 光 課
監査執行年月日 平成26年 1月 16日

| 監査の結果 | 措置の内容 | 措置状況 |
|---|---|-------|
| ○物産館使用料等の滞納について 個別訪問をし、今後の納付方法等の対応に努めている。引きつづき滞納額縮小に向け取り組んでいただきたい。 | 本人の親、保証人と話し合い、営業を続けていきたいという希望を確認。今後の支払い計画を作成。現年度分については8月から両親に納付書を発送。過年度未納分については、月2万円以上、年間25万円以上を目標とし、分割納付する。現年度分について、万が一光熱水費の納付が滞った時（電気は2か月連続、水道は3か月連続）は、直ちに担当会社に連絡し停止する旨を約束。 | 措置方針等 |